

記者発表（資料配布）				
月　日	担当課名 班　名	電話番号	発表者名 (担当主幹名)	その他 発表・配布先
4月28日 (金)	土木部河川整備課 管理班	内線4413 直通078-362-3528	課長　八尾　昌彦 (主幹(管理担当) 筑本 健史)	—

令和5年度「水防月間」（5月1日～5月31日）における取り組みについて —増水期に向け、水害を未然に防ぐ水防活動体制の強化・確認—

例年6月から10月の間は、梅雨や台風の降雨により河川の水位が上昇し、水害の発生が懸念されます。

その際、水害の発生を警戒したり、水害による被害を防止あるいは軽減するのが水防活動であり、市町が水防管理団体として、その役割を担っています。

市町だけではなく、自助・共助による地域住民の方々の取り組みも水害の軽減に大きな役割が期待されています。

このため、本県では生命・財産を守る水防活動に対する県民一人一人の理解を深めるため、5月を「水防月間」として、新型コロナウイルスの感染防止に十分留意しつつ、関係機関と協力して、県民の水防意識の向上に向けた啓発活動に取り組むとともに、水防体制の強化を図ります。

記

1 期 間　　令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）

2 取組内容

（1） 啓発活動

各土木事務所や市町の窓口、公共交通機関等において、水防活動をPRするポスターの掲示及びリーフレットの配布

（2） 水防体制の強化

ア　県が中心となり、水防管理団体（市町）や警察、消防等の関係機関と水防連絡体制を構築するとともに、水防資材の点検、整備等を実施

イ　5月23日から24日に県が主体となり、県下市町と洪水を想定した情報伝達演習の実施

ウ　5月30日に市町職員や消防団等を対象として、土嚢作りなどの水防工法の実技演習を含む水防技術講習会の開催

（3） 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

ア　増水期までに厳重に河川を巡視し、堤防や護岸、水門、排水機等、河川管理施設の点検を実施

イ　樋門・水門等の許可工作物については、施設管理者に点検させ、異常時には補修を行わせるなど、適切な指導監督の実施